

利用料金のご案内

(令和6年6月から)

入居時に必要な料金

【入居時保証金】

220,000円

毎月必要な料金

① ケアハウス利用料

(単位:円)

階層	対象収入(注1、注2)による階層区分	サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	暖房加算	合計
1	1,500,000円以下	10,000	46,940	11,922	2,150	71,012
2	1,500,001~1,600,000円	13,000				74,012
3	1,600,001~1,700,000円	16,000				77,012
4	1,700,001~1,800,000円	19,000				80,012
5	1,800,001~1,900,000円	22,000				83,012
6	1,900,001~2,000,000円	25,000				86,012
7~	2,000,001円以上	25,800				86,812

※暖房加算は11月-3月のみ徴収します

② 各居室で使用された電気・水道料金

(電気・水道は各居室ごとにメーターが付いています)

③ 介護報酬自己負担分:1月(31日)あたり

(単位:円)

負担割合	要支援1	要支援2	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1割	6,830	11,415	19,833	22,196	24,664	26,957	29,390
2割	13,659	22,829	39,665	44,391	49,329	53,914	58,781
3割	20,489	34,244	59,498	66,587	73,993	80,871	88,171

※ 小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

例) 年収150万円以下で要介護度1、負担割合が1割の方の場合、1ヶ月の料金は

ケアハウス利用料①より … 71,012円

介護報酬自己負担分②より … 19,833円

合計 90,845円+電気・水道料金

注1) ケアハウス利用料①の表における「対象収入」とは、前年の収入から所得税・住民税等の租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の金額です。

注2) ご夫婦で入居される場合は、ご夫婦の対象収入を合算し、2分の1にした金額をそれぞれ個々の対象収入とします。その額が150万円以下の場合、ご夫婦のそれぞれのサービスの提供に要する費用は30%減額した7,000円となります。

ケアハウス一晃特定施設 利用料金一覧表

R6.6月～

○介護予防特定施設入居者生活介護費：1月（31日）あたり

		要支援1	要支援2
①	基本単位数	183 単位/日	313 単位/日
②	サービス提供体制加算（Ⅲ）	6 単位/日	
③	科学的介護推進体制加算	40 単位/月	
④	協力医療機関連携加算	100 単位/月	
⑤	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10 単位/月	
⑥	介護処遇改善加算（Ⅱ）	合計単位×12.2%	
	1ヶ月（31日計算）合計	6,735 単位	11,257 単位
	介護保険自己負担分(1割)	6,830 円	11,415 円
	介護保険自己負担分(2割)	13,659 円	22,829 円
	介護保険自己負担分(3割)	20,489 円	34,244 円

○特定施設入居者生活介護費：1月（31日）あたり

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①	基本単位数	542 単位	609 単位	679 単位	744 単位	813 単位
②	サービス提供体制加算（Ⅲ）	6 単位/日				
③	科学的介護推進体制加算	40 単位/月				
④	協力医療機関連携加算（Ⅰ）	100 単位/月				
⑤	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10 単位/月				
⑥	夜間看護体制加算(Ⅱ)	9 単位/日				
⑦	ADL維持等加算(Ⅰ)	30 単位/月				
⑧	介護処遇改善加算（Ⅱ）	合計単位×12.2%				
	1ヶ月（31日計算）合計	19,559 単位	21,889 単位	24,324 単位	26,585 単位	28,985 単位
	介護保険自己負担分(1割)	19,833 円	22,196 円	24,664 円	26,957 円	29,390 円
	介護保険自己負担分(2割)	39,665 円	44,391 円	49,329 円	53,914 円	58,781 円
	介護保険自己負担分(3割)	59,498 円	66,587 円	73,993 円	80,871 円	88,171 円

注1：該当者のみ加算されるものとして、口腔・栄養スクリーニング加算(20 単位/回)、退院・退所連携加算(30 単位/日)、退去時情報提供加算(250 単位/回)があります。

注2：看取り介護を実施した場合、死亡日以前31日以上45日以下(72 単位/日)、死亡日以前4日以上30日以下(144 単位/日)、死亡日以前2日以上3日以下(680 単位/日)、死亡日(1280 単位/日)を算定させていただきます

※豊川市は地域区分が「7級地」であるため、1単位は10.14円です。